

【経営ニュース】

住宅ローン減税等の変更点 確定申告へ向け財務省広報

財務省はこのほど、「平成19年から所得税がかわりました」の更新情報として「税源移譲に伴う住宅ローン減税の取り扱い」その他を掲載し、確定申告に関して注意を呼びかけている。概要は以下の通り。

税源移譲に伴う住宅ローン減税の取り扱い ポイント:(1)平成11年から平成18年までに入居された方で、受けられる所得税の住宅ローン減税額が減少する方は、申告により住民税から控除可能(2)平成19年又は20年に入居される方については、住宅ローン減税の控除期間を15年に延長する等の特例が利用可能。住宅ローン減税の効果所得税において確保するため、平成19年度税制改正において、住宅ローン減税の控除期間を10年から15年に延長し、1年あたりの控除額を引き下げる特例が創設されました。この特例は現行制度との選択制です。(1)(2)の措置とともに、平成20年は3月17日(月)までに申告する必要があります。

所得変動に伴う住民税の還付 ポイント:税源移譲に伴う住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、申告により増額となった住民税相当額の還付が受けられる場合があります。この措置の対象者は、平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村に平成20年7月中に申告する必要があります。
